

公益財団法人日本相撲連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」を策定した。</p> <p>【審査基準（2）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」を本連盟HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf</p> <p>【審査基準（3）について】 常務理事会に各専門委員会の委員長をオブザーバーとして招き、広く意見の集約を行った。</p>	<p>1.中長期計画2022～2026</p> <p>2.令和3年度第3回理事会議事録</p> <p>3.常務理事会招集者名簿（令和3年度・4年度）</p>
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」2項で人材の採用及び育成に関する計画を策定した。</p> <p>【審査基準（2）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」2項で人材の採用及び育成に関する計画を本連盟HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf</p> <p>【審査基準（3）について】 常務理事会に各専門委員会の委員長をオブザーバーとして招き、広く意見の集約を行った。</p>	<p>1.中長期計画2022～2026</p> <p>2.令和3年度第3回理事会議事録</p> <p>3.常務理事会招集者名簿（令和3年度・4年度）</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」3項に財務の健全性確保に関する計画を策定した。</p> <p>【審査基準（2）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」3項に財務の健全性確保に関する計画を本連盟HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf</p> <p>【審査基準（3）について】 計画策定に当たっては、常務理事会に各専門委員会の委員長をオブザーバーとして招き、広く意見の集約を行った。</p>	<p>1.中長期計画2022~2026</p> <p>2.令和3年度第3回理事会議事録</p> <p>3.常務理事会招集者名簿（令和3年度・4年度）</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で目標を設定し、実行計画を策定した。 現状：5人/26人 19%（令和4年6月役員補欠選任後） 目標：6人/26人 23%（令和5年6月役員改選後） 7人/26人 27%（令和7年6月役員改選後）</p> <p>【審査基準（2）について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で目標を設定し、実行計画を策定した。 現状：5人/26人 19%（令和4年6月役員補欠選任後） 目標：7人/26人 27%（令和5年6月役員改選後） 10人/26人 38%（令和7年役員改選後） http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf</p>	<p>4.令和3・4年度役員名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で目標を設定し、実行計画を策定した。</p> <p>現状：5人/18人 28%（令和3年6月改選後） 目標：6人/18人 33%（令和5年6月改選後）</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で目標を設定し、実行計画を策定した。</p> <p>現状：3人/18人 17%（令和3年6月改選後） 目標：5人/18人 28%（令和7年6月改選後）</p> <p>http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf</p>	5.令和3・4年度評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>令和元年第3回理事会で選手委員会規程制定承認を受け、人選等の準備段階で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、学生相撲連盟の一部大会以外が中止となっとなり、委員会発足が遅れたが令和3年11月20日に第一回委員会が開催された。令和3年第1回委員会で国体または全日本相撲選手権大会に合わせ定例委員会を開催、その他必要に応じて委員会を開催することが決議された。</p> <p>令和4年度開催予定：令和4年12月4日</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>競技カテゴリーと登録者数をもとに推薦母体を実業団相撲連盟2名、都道府県相撲連盟2名、学生相撲連盟2名、女子相撲連盟1名の計7名を選出した。</p> <p>【審査基準（3）について】</p> <p>現在、アスリート委員長が理事に選任されている。</p> <p>アスリート委員会での議論の結果を、委員長である理事から理事会の場において提案してもらい、審議・検討する。</p>	6.「選手委員会規則」 7.選手委員会委員名簿（令和3年度・令和4年度） 8.令和3年度第1回選手委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>現行適正な規模と考える。</p>	4.令和3・4年度役員名簿 9.「定款」 10.「役員候補者の推薦等に関する規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 役員候補者の推薦等に関する規程第6条に規定している。(就任時70歳未満) 現在、年齢制限の対象外とされている会長・副会長についても、「就任時75歳未満」との規定を追加する。(令和5年3月の理事会において、改正案提出。)	9.「定款」 10.「役員候補者の推薦等に関する規程」
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 再任回数の上限等について、役員候補者の推薦等に関する規程の改正を検討中。 (令和5年3月または同年6月の理事会に、改正案提出。)	10「役員候補者の推薦等に関する規程」 4.令和3・4年度役員名簿 1.中長期計画2022~2026
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 「役員候補者の推薦等に関する規程」の基づき、加盟団体の推薦により役員を任用している。役員選考委員会については、令和3年6月改選に当たっては、コロナ禍のため十分な準備ができなかったため、常務理事会議決によりテンポラリーな委員会として設置し、審議が行われた。 次期改選までに(令和5年6月)までに、規程改正により設置の根拠規定を設けることを準備している。なお、当該委員会は他のスタンディングな専門委員会と違って改選時だけのテンポラリーなものなので、それに合わせた規定(改選前の一定の時期に理事会議決によって改選時までの期間限定で設置する旨の内容)にする予定。	11.令和3年度第4回常務理事会議事録 12.令和3・4年度役員候補者選考委員会委員 13.令和3・4年度役員候補者選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 「倫理規程(特に第3条)」、「法令統治委員会規程」を整備し、本連盟HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	14.「倫理規程」 36.「法令統治委員会規程」
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 運営に関して必要となる規程(会員登録規程、会計処理規程、総務委員会規程、事務局規程)を整備の上、HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	15.「総務委員会規程」 16.「事務局規程」 23.「会計処理規程」 25.「会員登録規程」
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の業務に関する規定(危機管理規程、総務委員会規程、印章取扱規程、個人情報取扱い指針)を整備の上、HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	44.「危機管理規程」 15.「総務委員会規程」 17.「印章取扱規程」 18.「個人情報取扱い指針」
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 「定款」第31条、「理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程」「評議員の報酬等及び費用に関する規程」、「契約職員給与規程」に定め、本連盟HPで公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	9.「定款」 19.「理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程」 20.「契約職員給与規程」 21.「評議員の報酬等及び費用に関する規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 「会計処理規程」、「加盟団体分担金、登録料及び役員会費の使途に関する規程」を整備を上、HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	23.「会計処理規程」 22.「加盟分担金、登録料及び役員会費の使途に関する規程」
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 自主財源に関する、「定款」「役員会費規程」「会員登録規程」「段位審査委員会規程」・「公認審判員規程」を整備し、HP公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	9.「定款」 24.「役員会費規程」 25.「会員登録規程」 26.「段位審査委員会規程」 32.「公認審判員規程」
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 「全日本相撲選手権大会出場選手選考基準」によるランキングを基に選考を行う。 世界選手権等の代表選手については、全日本相撲個人体重別選手権の優勝者を選考する。 「要項」若しくは「指針」を、令和5年3月の理事会に提案する。 【審査基準(2)について】 権利保護については、「競技者規程」(紛争時のスポーツ仲裁自動応諾条項あり)、「肖像権取扱規程」、「個人功労者、優秀団体等の表彰に関する規程」を整備し、HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf 【審査基準(3)について】 競技委員会で選考案を作成し、常務理事会で決定する。	27.「全日本相撲選手権大会出場選手選考基準」 28.第1回全日本相撲個人体重別選手権大会要項 29.「競技者規程」 30.「肖像権取扱規程」 31.「個人功労者、優秀団体等の表彰に関する規程」
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 「公認審判員規程」「競技会規程」に基づき、各大会準備委員会が選考している。 大会における審判員の公平かつ合理的な選考に資するものとして、審判員の選考方法や選考にあたっての考え方に係る規定追加の改正案(競技会規程または審判規程)を、令和5年3月または6月の理事会に提案する。	32.「公認審判員規程」 33.「競技会規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準（1）について】 常務理事（法令統治委員長）が元・参議院法制局第四部長の経歴で、法制の専門家であり、規程の整備や法令・規約に沿った法人運営に意を用いているとともに、日常的に傘下団体を含む役職員や会員からの相談等に応じている。</p> <p>【審査基準（2）について】 役員中に、法律専門家2名、医科学専門家2名をはじめ、経営実務家も複数含まれ、また評議員中にも法律、会計等の専門家が在籍しているとともに、各専門委員会の委員には法律家、会計士、幹部官僚OB、実業家等、多彩な人材がそろっており、幅広く専門的見地から対応している。</p>	42.専門家のサポート体制に関する名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準（1）について】 法令統治委員会を設置し、年複数回開催し（令和4年度については、11月中および3月上旬ごろに開催予定）、常にコンプライアンス遵守に配慮して法人運営に当たっている。</p> <p>【審査基準（2）について】 法令統治委員会規程を整備し、本連盟HPで公開している。法制の専門家である委員長の主導のものときちんとした規約類を整備しているとともに、理事会、都道府県代表者会議、指導者研修会、審判講習会、大会開催時等の機会に、ガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修を行い、周知・啓蒙に努めている。</p> <p>なお、「令和4年度事業計画」において「(2)相撲に係る講習会の開催及び指導者の養成に関する事業」の中で、「スポーツインテグリティ講習会の開催」、「理事会、全国加盟団体代表者会議でのガバナンスに関する啓発活動」について規定されている。</p> <p>【審査基準（3）について】 現在、1名の女性委員が選任されている。</p>	36.「法令統治委員会規程」 37.法令統治委員会名簿（令和3～4年） 38.法令統治委員会第1・第2回議事録 39.令和4年度事業計画
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準（1）について】 配置している。</p>	37.法令統治委員会名簿（令和3～4年）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 国体時に開催する加盟団体全国協議会(全国都道府県代表者会議)で実施することにしたが、令和3年度はコロナ渦のため国体が中止になったため、未開催である。 令和4年度においては、栃木国体時における全国加盟団体代表者会議において実施した。(令和4年10月1日。役員及び主な事務局職員も出席。欠席者には後日資料を送付。)	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 国体時に開催する選手および指導者向け研修会で実施することになっている。令和元年度は実施したが、令和2年度、令和3年度はコロナ渦のため国体が中止になったため、実施できなかった。 令和4年度においては、栃木国体時においてインテグリティ講習会を実施した。(令和4年10月1日)	40.令和元年度研修会資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 令和3年度から、更新講習会講師養成講習会でコンプライアンス教育の実施を依頼した。 (更新講習会講師養成講習会は、毎年開催、更新講習会は、各加盟団体で2年に1回開催) 令和4年度においては、各審判講習会では、日相連競技委員や更新講習会講師養成講習会修了者によって、審判規程等に加え、コンプライアンスも含めて講習を実施(既に開催された講習会および今後開催される講習会)。 更新講習会の対象者：公認審判員資格保持者 講師養成講習会の対象者：公認審判員資格保持者のうち更新講習会の講師を務めようとするもの 教育システム：競技会規程、審判規程の解説、審判法の教示(実地研修も含む)、コンプライアンス・スポーツインテグリティについての解説・啓発	41.審判員講習会講師養成講習会要項

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>会計顧問(公認会計士)を常置。常務理事会に法律専門家を配置しており、専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>役員や各専門委員会委員の中の法律や会計の専門家のサポートを日常的に受けることができる。すなわち、会計顧問(公認会計士)を常置、常務理事会に法律専門家を配置しており、また必要に応じて司法書士から助言を得ている。</p>	42.専門家のサポート体制に 関する名簿
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「会計処理規程」に基づき適正な処理を行った上、公認会計士の監査を受けている。</p>	23.「会計処理規程」 43.監事名簿
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「会計処理規程」に基づき適正な処理を行い、国庫補助金の適正な使用のために求められる法令やガイドライン（規程）を遵守している。</p>	18.「会計処理規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>本連盟HPで公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/index.html</p>	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>全日本相撲選手権大会選考基準を規程集に盛り込み、HPで公表している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf 日相連の主催、共催等の大会については、「選考基準」、「大会要項」等をホームページ上に掲載する。（令和5年度より）</p> <p>代表選手選考規程（基準）を整備して、HPの規程集に追加（規程集は、令和5年4月1日現在、または同年7月1日現在でアップデート）</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 財団法人日本相撲連盟スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明を公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/Sports_organization_Cabanas_code_202110_v2.pdf	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 倫理規定第6条に規定	14.「倫理規程」
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 倫理規程の改正として、令和4年度中に策定(令和4年12月または令和5年3月の理事会で提案)	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「倫理規程」第4条に規定し、窓口を本連盟HPに公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/rinrikitei.pdf http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/index.html</p> <p>【審査基準（2）及び（3）について】</p> <p>担当者の相談内容に関する守秘義務、情報管理に関する定め（条項）を、令和4年度中に整備（令和4年12月または令和5年3月の理事会で提案）</p> <p>【審査基準（4）について】</p> <p>倫理規程第4条第6項に明記している。</p> <p>【審査基準（5）について】</p> <p>ガバナンス、コンプライアンス、インテグリティに係る講習の際、倫理規程について解説する中で、通報が正当な行為として評価されるということを啓発している。</p>	<p>14.「倫理規程」</p> <p>34.「倫理・資格・賞罰委員会規程」</p> <p>36.「法令統治委員会規程」</p>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>倫理・資格・賞罰委員会及び法令統治委員会が所掌しており、委員には法律や行政、税務等の専門家を配し、有識者を中心に整えている。</p>	<p>14.「倫理規程」</p> <p>35.倫理・資格・賞罰委員会名簿</p> <p>37.法令統治委員会名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手順を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) ~ (3) について】</p> <p>「倫理規程」第1条、第3条および第5条に規定し、本連盟HPで公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/rinrikitei.pdf</p> <p>【審査基準 (4) について】</p> <p>処分対象者に対する関係事項の書面による告知については、規定追加の改正を行い、実施する。 (令和4年度中 (令和4年12月または令和5年3月の理事会で提案))</p>	14.「倫理規程」 34.「倫理・資格・賞罰委員会規程」 44.通知書様式
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>審査に当たる「倫理・資格・賞罰委員会」委員は、中立性・専門性を有する者が中心。 委員は、委員長・副委員長のほかは全員が外部者で、それぞれ専門性を有し、社会において責任ある立場での経歴を有している者たちであるので、その中立性については信頼できる。</p>	35.倫理・資格・賞罰委員会名簿 (令和3~4年)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)～(3)について】</p> <p>「競技者規程」第11条に定めている。制裁処分の通知書を定めている。</p> <p>今後、代表選手選考基準を整備するに当たって自動応諾条項の追加を検討し、令和4年度中に規定を整備する。(令和4年12月または令和5年3月の理事会で提案)</p>	29.「競技者規程」 44.通知書様式
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>今後、該当する処分対象者が現れた場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知書によって通知する。(現在まで該当事案なし。)</p>	44.通知書様式
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)～(4)について】</p> <p>「危機管理委員会」に規定</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <p>危機管理規程第11条に、部会の構成として外部委員を入れる項目を追加する。令和4年度中に規定を整備する。(令和4年12月または令和5年3月の理事会で提案)</p>	45.「危機管理規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 「危機管理規定」内で構築している。 過去4年間、不祥事は発生していない。	45. 「危機管理規程」
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 「危機管理規定」内で構築している。	45. 「危機管理規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>加盟団体については、「定款」第11章に規定</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>国体時に開催している加盟団体全国協議会の前までに常務理事会で方針を定めている。</p> <p>令和4年度においては、栃木国体時にスポーツインテグリティ講習会および加盟団体全国協議会を開催して対応した。</p> <p>【審査基準（3）について】</p> <p>令和3年度から全国理事長・事務担当者研修会を開催している。</p>	<p>9.「定款」</p> <p>46.加盟団体組織図</p> <p>47.全国理事長・事務担当者研修会開催要項</p> <p>48.全国理事長・事務担当者研修会資料</p> <p>49.令和4年度加盟団体全国協議会案内状</p> <p>50.令和4年度スポーツインテグリティ講習会案内状</p> <p>51.令和4年度加盟団体全国協議会資料</p> <p>52.令和4年度スポーツインテグリティ講習会資料</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>国体時に開催している加盟団体全国協議会のほか、令和3年度から始めた全国理事長・事務担当者研修会を毎年開催することとした。</p>	<p>47.全国理事長・事務担当者研修会開催要項</p> <p>48.全国理事長・事務担当者研修会資料</p>